

回覧

## たかさき人権プラザだより

〒370-1201 高崎市倉賀野町 2078 番地 1 TEL・FAX 027(346)2049



## ごあいさつ

本年度も、当館の諸活動への変わらぬご理解・ご協力を賜りますよう心よりお願い申し上げます。当館では、人権・同和問題の理解を深めるため、また福祉向上・人権啓発の住民交流拠点としての役割を果たすため努めてまいります。引き続きご利用のほどよろしくお願いいたします。

たかさき人権プラザ職員一同

## 人事異動のお知らせ

高崎市4月1日付人事異動に伴い、須藤智子館長が退任し、新館長に松本淳が着任いたしました。よろしくお願いいたします。

## 感染症対策にご協力をお願いします

今後も皆さまの予防対策が大変重要です。

まずは、一般的な感染症対策や健康管理を心がけましょう。

咳エチケット、石けんによる手洗いや手指消毒用アルコールによる消毒などを実施しましょう。

集団感染の共通点は、特に「換気の悪い密閉空間」、「多数が集まる密集場所」、「間近で会話や発声をする密接場面」です。こうした状況をできるだけ避けましょう。



## 差別落書きは人権侵害です

人を差別したり、ひぼう、中傷する落書きは重大な人権侵害です。

## 差別落書きを発見したらすぐに連絡を!

**連絡先** 高崎市市民部人権男女共同参画課

TEL027-321-1228

たかさき人権プラザ

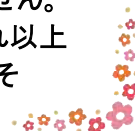
TEL027-346-2049



**新型コロナウイルス** に関連して、特定の地域に住む人や人種・民族の人々への不当な差別や偏見があってはなりません。

インターネット上での心ない書き込みや差別落書きは、人の心を深く傷つけます。偏見や差別を助長するなど、決して許されるものではありません。

世界的な健康上の危機に際して、これ以上感染者や死亡者を増やさないよう、今こそ協力しあいましょう。



## 同和問題（部落差別）とは

日本社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低位の状態を強いられ、今なお日常生活の上で様々な差別を受けるなど、我が国固有の人権問題です。

残念ながら現代社会においても、いまだにこうした人々に対する差別発言、差別待遇等の事案が発生しています。このような差別意識を解消するために、部落差別などの問題を正しく理解し、自らの課題として取り組み、一人ひとりの人権が尊重される社会の実現を目指しましょう。



## ご存知ですか？

## 差別を解消するため3つの法律

- 「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律」(平成28年4月1日施行)
- 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(ヘイトスピーチ解消法)(平成28年6月3日施行)
- 「部落差別の解消の推進に関する法律」(平成28年12月16日施行)

さまざまな重要な課題の解消には、教育・啓発の果たす役割が大きいといわれています。一人ひとりが差別や人権への意識を高めながら、お互いの人権を尊重した明るい社会を築くために、当館では講座、展示や教室など各種事業を通じて、啓発に取り組んでいます。

裏面も  
ご覧ください

# 日程見合わせについて

## 人権啓発ビデオ上映学習会



毎月1回開催している学習会ですが、新型コロナウイルスの感染拡大状況を考慮して、開催を見合わせます。今後の日程が決定次第、たより等でお知らせします。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

### 主な人権課題

人はだれでも、一人ひとりかけがえのない存在として尊重され、豊かに、健康で幸せな生活を営む権利をもっています。この基本的な人権は、いかなる理由があっても侵害されるものではありません。

しかし、残念ながら不当な差別を受けたり、誤った認識や偏見により人権侵害につながっていることがあります。主に取り上げられている人権課題について、どうすればこのようなことをなくせるのか、一人ひとりが考えてみましょう。

子ども 女性 障害のある人 高齢者 アイヌの人々 同和問題 HIV感染者・ハンセン病患者等 外国人  
刑を終えて出所した人 犯罪被害者等 インターネットによる人権侵害 性同一性障害者 性的指向 ホームレス  
北朝鮮当局によって拉致された被害者等 人身取引(トラフィッキング) 東日本大震災に起因する人権問題

### SDGs(エス・ディー・ジーズ)ってなに？

「Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)」の略称です。2015年に国連サミットで決まった「2030年までによりよい経済・社会・環境をみんなで作ろう」という目標です。世界各国から参加し、17の目標と169の具体的な目標で構成されています。2015年が達成目標年であった前のMSGs(ミレニアム開発目標)で「置き去り」「相対的貧困」等の課題となった部分も変えるため、「誰も置き去りにしない」ことを目指します。

17の目標とは ①貧困をなくそう ②飢餓をゼロに  
③全ての人に健康と福祉を ④質の高い教育をみんなに  
⑤ジェンダー平等を実現 ⑥安全な水とトイレを世界中に  
⑦エネルギーをみんなに そしてクリーンに ⑧働きがいも 経済成長も  
⑨産業と技術革新の基盤をつくろう  
⑩人や国の不平等をなくそう ⑪住み続けられるまちづくりを  
⑫つくる責任 つかう責任 ⑬気候変動に具体的な対策を ⑭海の豊かさを守ろう  
⑮陸の豊かさを守ろう ⑯平和と公正をすべての人に ⑰パートナーシップで目標を達成しよう

私たち個人でできること、企業・自治体・国のレベルで行っていくべきことなどが具体的に定められています。

### たかさき人権プラザ 交通のご案内



【駐車場】約25台  
【電車】JR高崎線「倉賀野駅」より徒歩約15分  
【バス】ぐるりん倉賀野線か岩鼻線「倉賀野仲町」バス停下車徒歩約3分

### そう だん 相 談

生活の多様な局面における具体的な人権問題解決のため、その内容に応じた適切な相談・助言を行っています。相談内容についての秘密は厳守します。気軽にお越しください。

### たかさき人権プラザ 一般相談のご案内

- 面接相談 たかさき人権プラザ 1階 相談室 (当館へ予約をお願いします)
- 電話(相談専用) 027-346-1148
- 電子メール [j-plaza@city.takasaki.gunma.jp](mailto:j-plaza@city.takasaki.gunma.jp)

※ 相談内容により対応に時間をいただくことがあります。受付は毎日午前9時から午後4時まで(土・日・祝日を除く)です。

**相談無料 ひとりで悩まず相談を!**

### ● 人権侵害に関するご相談のご案内 ●

人権についての相談はなんでも

みんなの 人権110 (ナビダイヤル) **0570-003-110** ゼロゼロみんなのひやくとおぼん

この電話はおかけになった場所の最寄りの法務局・地方法務局につながります。

- 受付時間 平日午前8時30分～午後5時15分(全国共通)
- 一部のIP電話等からはご利用できない場合があります。

### 休館日

4月29日(水)、5月3日(日)～5月6日(水) 祝日及び休日